平成２２年（フ）第１３７２号
広島市佐伯区利松１丁目28番14―304号
債務者　有田　　毅
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５１２号
広島市安佐南区川内１丁目24番７―101号
債務者　松上　梨恵
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５１７号
広島市南区本浦町39番17号
債務者　西岡加津代
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５４２号
広島県安芸郡海田町稲葉５番20号
債務者　山本　清子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５４３号
広島市東区上温品３丁目22番23―15号
債務者　住　ちはる
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６１４号
広島市佐伯区藤の木１丁目25番７号
債務者　沖本　弘登
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６３５号
広島市中区吉島東１丁目５番７―201号
債務者　小森　良人
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６４３号
広島市安芸区矢野東６丁目27番14―103号
債務者　河野　哲司
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７０９号
広島市安佐南区高取南２丁目12番19号
債務者　竹増　太志
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２４０号
福岡市南区多賀１丁目４番16号ハーミテッジ多賀202号室
債務者　黒木真由美
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５４１号
福岡県大野城市上大利４丁目３番29号　レフィードコーポ302号
債務者　宮原　岩子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７５３号
福岡市中央区福浜２丁目６番５―264号
債務者　小串　幸代（旧姓長戸）
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７５４号
福岡市中央区福浜２丁目６番５―264号
債務者　小串　幸子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７５５号
福岡市中央区福浜２丁目６番５―264号
債務者　小串　優樹
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７７３号
福岡県大野城市旭ヶ丘１丁目７番１号
債務者　田尻　雅裕
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９９６号
福岡市西区野方６丁目32番３―202号
債務者　小川　幸蔵
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９９７号
福岡市西区野方６丁目32番３―202号
債務者　小川眞理子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０３４号
福岡市城南区長尾４丁目８番４―103号
債務者　園田　真由（旧姓占野）
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部